

新潟県選挙管理委員会規程第8号

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成26年9月12日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程

公職選挙法等執行規程（平成7年新潟県選挙管理委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後			改正前		
別表第2（老人ホーム）			別表第2（老人ホーム）		
市区町村名	老人ホームの名称	所在地	市区町村名	老人ホームの名称	所在地
(略)			(略)		
胎内市	(略) 養護老人ホーム ひ めさゆり	(略) 胎内市下館820- 2	胎内市	(略) 養護老人ホーム ひ めさゆり	(略) 胎内市下館820- 2
	<u>特別養護老人ホーム</u> <u>胎内まごころの里</u>	<u>胎内市築地3715</u> <u>番地3</u>			
(略)			(略)		

附 則

この規程は、公布の日から施行する。